

東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言

(概 要)

1 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束

- 東京電力福島第一原子力発電所事故によるあらゆる課題は、東京電力任せにすることなく、国主導で早期に解決すること。
- 地方公共団体又は事業者等が原子力災害に起因して実施した除染、廃棄物処理、風評被害対策などに要する費用は、すべて国庫又は東京電力の負担とすること。
- 帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実になされるよう責任をもって取り組むこと。

特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、除染や廃棄物等の処理を国の責任の下で確実に対応するとともに、生活環境の整備や生業の再生等に対する十分な予算を確保すること。

2 財政支援の継続、復興交付金等の手続の簡素化等

- 「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」（国の復興推進会議で決定）に基づく特例的な財政支援を可能な限り拡充するとともに、復興・創生期間内はもとより、その後においても被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、十分に財源を確保すること。
- 被災地方公共団体の事務負担を軽減するため、復興交付金を始めとする補助金・交付金等の事務手続きや提出書類の簡素化を更に進めること。

3 被災者への総合的な支援の強化、東日本大震災の風化防止、

「復興・創生期間」後の体制の確立

- 被災者の生活再建や雇用確保、避難者の早期帰還等を促進し、復興の長期化に伴う心のケアや地域コミュニティ再生・形成など、生活再建ステージに応じた支援を強化すること。
- 大震災の被害や教訓等の風化を防止し、防災意識を向上させるため、テレビなどによる政府広報を強化するとともに、被災地ツーリズム等を促進すること。